

生少女甲達第22号
刑企甲達第41号
交指甲達第10号
令和4年8月1日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

非行少年を生まない社会づくりの推進について

非行少年を生まない社会づくりについては、非行少年を生まない社会づくりの推進について（令和2年生少女甲達第6号。以下「旧通達」という。）に基づき取り組んでいるところであるが、この度、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）及び犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第1号）等が施行されたことから、これらの改正事項に留意しつつ、次代を担う少年の健全育成を図るため、問題を抱えた個々の少年に対し積極的に手を差し伸べ、地域社会とのきずなの強化を図る中でその立ち直りを支援し、再び非行に走ることを防止するとともに、少年を厳しくも温かい目で見守る社会気運を向上させるなど、非行少年を生まない社会づくりを引き続き推進するよう、下記の取組を進められたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

1 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動の推進

非行少年のうち、家庭裁判所の終局決定後の事情等を総合的に勘案して、支援を必要としている少年及び保護者に対して、刑事部門及び交通部門とも連携の上、警察から積極的に連絡をとり、保護者の同意が得られた場合には、当該少年の立ち直り支援活動を引き続き推進すること。ただし、当該少年が特定少年（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第2項に規定する特定少年をいう。）の場合は、本人の同意を得るものとする。また、問題を抱えた少年の立ち直り支援においては、少年と地域社会とのきずなを構築することが重要であることから、継続的に少年及び保護者と連絡をとり、相談の受理及び助言に加え、福井県少年警察協助手員及び福井県少年警察大学生ボランティア（以下「少年警察ボランティア等」という。）、地域住民、関係機関等と協働し、少年の修学・就労に向けた支援、少年の社会奉仕体験活動等への参加機会の確保等、個々の少年の状況に応じた支援活動の推進に努めること。

2 少年を見守る社会気運の向上

少年を取り巻く地域社会のきずなを強化し、少年の規範意識の向上を図るためには、社会全体として少年の特性や非行に走る要因・背景等について理解を深め、少年に対して厳しくも温かい目で見守る「大人の目」があることを伝えていく必要がある。

そこで、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）に基づき平成31年3月に策定された「福井県再犯防止推進計画」による再犯の防止等の推進に向けた取組等にも留意しつつ、より一層、少年を見守る社会気運を高めるため、次の取組のほか、少年又は保護者からの相談を受理する体制の拡充、地域警察官等の街頭活動における少年への積極的な声掛け、万引き等の初発型非行を防止するための官民連携した対策、非行防止教室の開催等の取組についても積極的に推進すること。

(1) 幅広い情報発信の推進

ア 地域住民等に対する非行情勢等の積極的な情報発信

少年を取り巻く地域住民等の理解と協力を得て、地域ぐるみの総合的な取組へと発展させるため、自治会、企業、各種地域の保護者の会等に対し、地域の非行情勢や非行要因等について適時適切な情報発信を行うこと。

イ 企業等に対する支援活動への理解・協力の促進

支援対象少年に対する就労支援や社会奉仕体験活動等の支援活動を推進するため、企業等に対し、具体的な支援活動の内容や少年の立ち直り事例の紹介等、感銘力のある情報を発信し、理解や参加・協力の促進を図ること。

(2) 少年警察ボランティア等と連携した活動

少年警察ボランティア等の協力を得て、登下校時の積極的な声掛け・挨拶運動や街頭補導活動を実施するほか、社会奉仕体験活動等を通じて大人と触れ合う機会の確保に努めること。

3 少年相談活動、街頭補導活動等に基づく継続補導の推進

少年相談活動、街頭補導活動等を通じて把握した不良行為少年等に対して実施する継続補導については、少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動と同様、非行少年を生まない社会づくりを推進する上で必要かつ重要な取組であることから、引き続きその推進に努めること。

4 適正な業績評価による賞揚の推進

非行少年を生まない社会づくりを推進するための各種活動は、少年の規範意識の向上と社会とのきずなの強化を図って将来にわたる犯罪抑止の基盤を確立するための取組として極めて重要であることを踏まえ、少年の規範意識向上施策や支援活動に従事する警察職員等について、数字に表れない業績を適正に評価し、賞揚に努めること。